

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によって公告する。

平成22年9月13日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

企決第5号

1 調達件名

広島県企業局財務会計システム再構築運用保守業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県企業局企業総務課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成22年8月20日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 富士通株式会社中国支社

広島市南区段原南一丁目3番53号

(2) 富士通リース株式会社中国支店

広島市南区段原南一丁目3番53号

5 契約金額

75,714,960円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第1号該当